

第2章 東日本大震災と原発事故からの復興

平成23（2011）年3月11日発災の東日本大震災とその後の東京電力福島第1原子力発電所事故からの復興と発展を目指し、「いいたてまでいな復興計画（第1版）～（第5版）」に基づいて、国・県などと連携し、引き続き各種事業を実施します。

（1）帰還困難区域を含む村の復興と発展

- 帰還困難区域の一部を避難指示解除した長泥地区の復興と発展に向け、生活環境の整備やなりわいの再生、営農の再開への支援等を進めます
- 帰還困難区域全体の避難指示解除に向けた対応を進めます
- 東日本大震災と原発事故により失われた農地や山林などの環境回復に努め、生活基盤やコミュニティの再生を進めます
- 風評払拭と風化防止に向けて、効果的な対策や情報発信を進めます

（2）なりわいの再生・創出

- 新たな産業の創出と雇用の確保に向けて、産業団地の整備及び企業誘致等を進めます
- 村の基幹産業である農畜産業の力強い再生と発展のため、村産品のブランドの確立・拡大等を図ります

（3）暮らしの再建

- 心身の健康の維持や不安への解消の取組を継続し、生活状況に応じた支援に取り組みます
- 地域に根ざした生活を再び営むことができるよう、住まいや暮らしの再建を支援します
- コミュニティの核となる行政区活動を引き続き支援します

（4）継承と発信

- 東日本大震災と原発事故に伴う全村避難の経験や、これまでの復興までの歩みを、国内外へ発信するとともに、ホープツーリズムの推進に取り組みます
- こどもから高齢者まで全世代を対象に防災教育を強化し、防災の知識や地域に根ざした経験を次世代に継承します

関連計画

- いいたてまでいな復興計画（第1版）～（第5版）
- 復興整備計画